及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第９条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）により申告書の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。

［６・７　略］

第二十号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　略］

第二十号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　略］

第20号様式記載要領

［１～９　略］

10　「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40％相当額）の合計額を記載すること。

［11～17　略］

第二十号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　略］

第二十号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　略］

第20号様式別表１記載要領

［１～４　略］

５　「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表５の２⑵付表）の「当期分㊹」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２⑴）の㉒の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の⑱の欄の金額）、分配時調整外国税相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２（２の２））の㉗の欄の金額）、連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額及び個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額（法人税の明細書（別表17（３の12））の⑾の欄の金額）の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

より申告書の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に提出すること。

［６・７　同左］

第二十号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　同上］

第二十号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　同上］

第20号様式記載要領

［１～９　同左］

10　「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１⑴から別表１⑶まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、リース特別控除取戻税額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40％相当額）の合計額を記載すること。

［11～17　同左］

第二十号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　同上］

第二十号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　同上］

第20号様式別表１記載要領

［１～４　同左］

５　「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、当該連結申告法人に係る法人税の明細書（別表５の２⑵付表）の「当期分㊹」欄の「当期発生額②」の欄の金額（連結地方法人税個別帰属額を除く。）に、所得税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２⑴）の㉒の欄の金額）、外国税額の控除額の個別帰属額（法人税の明細書（別表６の２⑵付表）の⑱の欄の金額）及び連結欠損金の繰戻しによる還付金の個別帰属額の合計額を加算した金額を記載し、括弧内には個別帰属特別控除取戻税額等（個別帰属特別控除取戻税額等がない場合には、零）を記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、法人税の申告書（別表１⑴から別表１⑶まで）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載さ